（別記様式第１号）

計画作成年度	平成 25 年度
計画改定年度	平成 28 年度
計画改定年度	平成 31 年度
計画改定年度	令和４年度
計画改定年度	令和５年度
計画改定年度	令和７年度
計画主体	田上町

田上町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名　田上町産業振興課

所　　在　　地　南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田３０７０番地

電　話　番　号　０２５６－５７－６２２５

Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　０２５６－５７－３１１２

メールアドレス　t2252@town.tagami.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類・ムクドリ・ヒヨドリ、イノシシ ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	新潟県南蒲原郡田上町

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和６年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害金額	被害面積
カラス類 ムクドリ ヒヨドリ	果樹	201 千円	36.0ａ
ニホンザル	果樹 野菜 いも類	280 千円 40 千円 38 千円	45.0ａ 2.0ａ 4.0ａ
合計		559 千円	87.0ａ

※イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカについては特定できる被害が発生していないため、記載はしない。

（２）被害の傾向

本町は、新潟県のほぼ中央に位置し、町の北東には護摩堂山があり、ここを中心として町東部は森林地域であり町の総面積の約３分の１が森林となっている。農作業事業者の高齢化や担い手不足、集落の過疎化による耕作放棄地の拡大と、未整備森林の増加に伴い、有害鳥獣が出没し農作物への被害が発生している。

これまで、鳥類による果樹への被害が中心であったが、これまで目撃のなかったツキノワグマ、ニホンザルが平成２８年度から、さらにイノシシが令和２年から出没するようになったため、被害が拡大しないよう適切な対応が必要である。

○カラス類・ムクドリ・ヒヨドリ（発生時期：６～８月）

果樹栽培地域を中心に桃への食害が発生している。

○イノシシ（発生時期：４～１２月）

令和２年度から、主に果樹栽培地域及び隣接市との境界付近で目撃されている。農作物や人身被害は出ていないが、痕跡がみられるため、今後の動向に注視する必要がある。

○ツキノワグマ（発生時期：５～７月）

令和６年度に、隣接市との境界付近、護摩堂山で目撃された。農作物や人身被害は出ていないが、今後の動向に注視する必要がある。

○ニホンザル（発生時期：３～１１月）
平成３０年度以降、鳥類による被害が発生している果樹栽培地域及び隣接市との境界の山林及び農地で目撃された。特産のももの樹園地が林縁部にあることから、ももへの食害が発生している。その他、市街地や里山にも出没が確認され、家庭菜園を含む農作物被害が多く発生している。
出没地点は集落からも近く人身被害も懸念される。
○ニホンジカ（発生時期：１０～１２月）
農作物や人身被害は出ていないが、痕跡がみられるため、今後の動向に注視する必要がある。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和９年度）
カラス類 ムクドリ ヒヨドリ	201 千円、36.0ａ	180 千円、32.0ａ
ニホンザル	358 千円、51.0ａ	322 千円、46.0ａ
イノシシ	－	－
合計	559 千円、87.0a	502 千円、78.0a

（４）従来講じてきた被害防止対策

	鳥獣の種類	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラス類 ムクドリ ヒヨドリ	果樹組合の依頼により新潟県猟友会加茂支部田上分会（以下「猟友会」という。）が、銃器による捕獲等を実施。	・鳥獣被害防止対策の担い手確保 ・耕作者の意識啓発
	イノシシ	・猟友会による捕獲 ・檻の導入、設置	・鳥獣被害防止対策の担い手確保
	ツキノワグマ	・猟友会による捕獲 ・檻の導入、設置	・鳥獣被害防止対策の担い手確保
	ニホンザル	・猟友会による捕獲 ・檻の導入、設置	・鳥獣被害防止対策の担い手確保 ・耕作者の意識啓発
防護柵の設置等に関する取組	カラス類 ムクドリ ヒヨドリ	耕作者が個々で威嚇音を発するなどで追い払い	・耕作者の意識啓発
	ニホンザル	・花火による追い払い ・果樹栽培地域への電気柵の設置	・耕作者の意識啓発

生息環境管理その他の取組	ニホンザル	農作物残渣除去の呼びかけ	・緩衝帯の設置

（５）今後の取組方針

・現在、猟友会が実施している有害鳥獣捕獲を継続し、今後の被害状況に応じて捕獲期間の見直しや、担い手の確保等捕獲体制の強化を図る。担い手の確保対策として、県の補助事業を活用し、町が資格取得への支援を行う。また、現在の活動が継続できるよう猟友会員が登録更新を行う際の補助を拡充する。また、猟友会の高齢化に伴う、パトロール負担軽減のためＩＣＴを活用した個体群管理を行う。
・土地所有者へ下草刈りや枝打ちなどの耕作放棄地や未整備森林の適切な管理のための啓発活動を行い、農作物等の被害拡大防止を図る。
・被害発生地域の耕作者を中心に意識啓発と指導を行う。
・ＩＣＴ技術を積極的に活用し、捕獲活動の効率化を進めるとともに、鳥獣の生息状況の把握と、効果的な捕獲に繋げるための生息、生態データの収集及び分析を行う。
・一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井に整備した、新潟県猟友会ライフル射撃場において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

○カラス類・ムクドリ・ヒヨドリ
耕作者による追い払いを継続する。

○イノシシ
トレイルカメラを活用して、行動を把握するとともに、箱わな等の設置場所を検討することで、計画的な捕獲を行う。

○ツキノワグマ
人身被害の恐れがある場合には猟友会と協力し、巡回や捕獲を行う。捕獲数は必要最小限とする。また、隣接市と情報共有を行う。

○ニホンザル
耕作者、猟友会と協力し花火等による追い払いや、箱わな等を設置するなど計画的な捕獲を行う。個体群管理について、テレメトリー調査及びＧＰＳ首輪の活用により個体数を把握する。また住民への位置情報の提供と、住民主体による追い払い活動を推進する。

○ニホンジカ
隣接市と情報共有を行い、出没状況の把握に努める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

関係機関	役　　割
新潟県猟友会 加茂支部田上分会	町等の捕獲依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲を行う。捕獲実施時には、従事者の安全を十分に確認し、事故防止の徹底を図る。
田上町	必要に応じて猟友会と連携し、関係機関との連絡調整を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年　度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度 ～ 令和９年度	対象鳥獣 全て	・補助事業等を活用し、捕獲の担い手確保の支援や捕獲機材の導入を行う。 ・出没、被害地域のパトロールを実施する。必要に応じて捕獲を行う。 ・連絡協議会を開催し、関係機関との情報共有及び巡回等を実施する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの捕獲実績と対象鳥獣の出没・目撃の時期、被害状況により計画数を設定。 ○カラス類・ムクドリ・ヒヨドリ 追い払いを中心で実施するため、捕獲は必要に応じて行う。 ○イノシシ 今後の目撃情報を基に、食害・人身被害発生の恐れがある場合、必要に応じて行う。 ○ツキノワグマ これまでの目撃時期を踏まえ、人身被害発生の恐れがある場合、最小限の範囲で行う。 ○ニホンザル 令和６年度の目撃頭数で最大４０～５０頭程度であり、群数は１群と思われる。 群の分裂とならないよう注意しながら捕獲を行う。 ○ニホンジカ 今後の目撃情報を基に、食害・人身被害発生の恐れがある場合、必要に応じて行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
カラス類 ムクドリ ヒヨドリ	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
イノシシ	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ニホンザル	１０頭	１０頭	１０頭
ニホンジカ	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて

捕獲等の取組内容
目撃の多い地点・被害地域を中心に銃器及び檻を用いた捕獲活動を基本とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
将来的な被害発生に備えて、ライフル銃の取得に向けた取組を行う。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	―

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ニホンザル	被害状況に応じて電気柵等の更なる導入	被害状況に応じて電気柵等の更なる導入	被害状況に応じて電気柵等の更なる導入
イノシシ	-	-	-

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ツキノワグマ ニホンザル	農作物の残渣除去の呼びかけ	農作物の残渣除去の呼びかけ	農作物の残渣除去の呼びかけ

ニホンザル	・農地所有者及び耕作者に協力してもらい、耕作放棄地の解消に努めるとともに緩衝帯設置の検討。 ・花火による追い払い。 ・被害地域への意識啓発。	・農地所有者及び耕作者に協力してもらい、耕作放棄地の解消に努めるとともに緩衝帯設置の検討。 ・花火等による追い払い。 ・被害地域への意識啓発。	・農地所有者及び耕作者に協力してもらい、耕作放棄地の解消に努めるとともに緩衝帯設置の検討。 ・花火等による追い払い。 ・被害地域への意識啓発。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度 ～ 令和９年度	ニホンザル	・農作物残渣除去の呼びかけ ・緩衝帯設置の検討 ・被害防止対策研修会の実施 ・集落環境診断事業の実施 ・放任果樹除去活動推進

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田上町産業振興課	関係機関との連絡調整、現地確認、情報収集、地域への注意喚起、地域への意識啓発、テレメトリー調査の実施
田上町教育委員会	小・中学校、幼児園、幼稚園への情報提供及び注意喚起
田上町各課	出没箇所、出没レベル等に応じた対応
新潟県猟友会加茂支部 田上分会	情報提供、パトロール、捕獲活動、テレメトリー調査の実施
加茂警察署	情報収集及び提供、出没地域のパトロール
田上町区長会	地域住民への注意喚起
三条地域振興局 健康福祉環境部	野生鳥獣の生態についての情報提供、活動支援

（２）緊急時の連絡体制

田上町有害鳥獣出没情報対応体系図（連絡網）

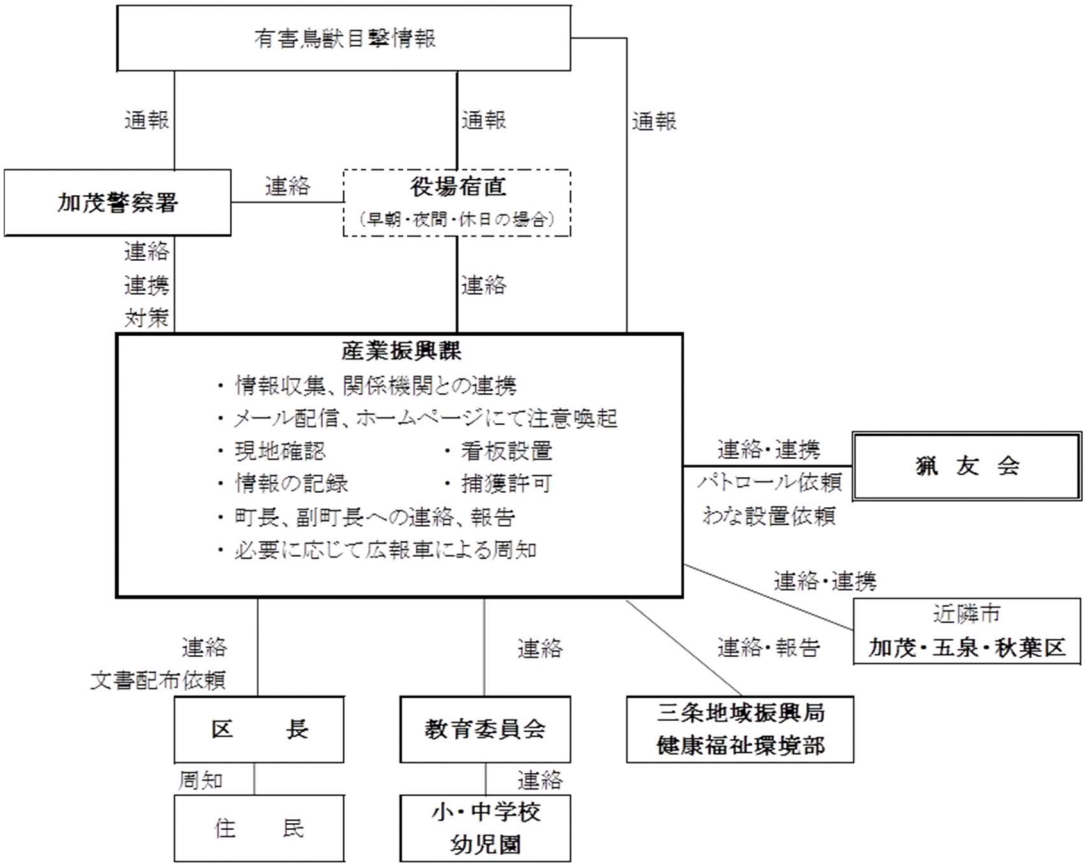

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、現場の捕獲責任者において殺処分後に土中埋設等するなど、適切に処理するものとする。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

（２）処理加工施設の取組

該当なし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	田上町鳥獣被害防止対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
田上町役場	連絡協議会の事務局、連絡調整、対策の計画及び活動の総括、情報収集、被害状況等の把握
新潟県猟友会加茂支部 田上分会	出没・被害情報の提供、捕獲・追い払い等の対策実施
鳥獣保護管理員	出没・被害情報の提供
田上町果樹組合	出没・被害情報の報告、意識啓発
被害地域住民	同　上
田上町農家組合長 連絡協議会	被害防止対策等の情報提供・助言・支援
田上町区長会	同　上

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
えちご中越農業協同組合	被害状況の把握、被害防止対策等の指導・啓発、出没・被害情報等の提供
新潟県農業共済組合中越支所	被害状況の把握、出没・被害状況の提供
南蒲原森林組合	被害防止対策等の情報提供・助言・支援
加茂警察署	同　上
三条地域振興局健康福祉環境部	同　上
三条地域振興局農業振興部	同　上

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の近隣市町村の状況をまとめ、設置について検討を行う。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

田上町は関係機関等と連携し情報を共有するとともに、地域が一体となった有効な被害防止対策を推進する。 また、狩猟に関心のある人を掘り起こし、補助事業等を活用して有害鳥獣捕獲の担い手の確保・育成等を図る。